

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

○現状

- ・ 中心市街地は三日町・十三日町を中心に主に商業・業務施設が集積しており、平成19年時点の中心市街地区域の人口は4,635人（住民基本台帳・9月30日）で、人口密度では約42人/haと低い。（4,635人/区域面積108ha）
- ・ もともと居住人口が少ない状況の中で、年少人口や生産人口を中心に、さらに人口減少が進んでいる状況にある。
- ・ 地価は下落傾向にあるが（十三日町：平成10年803千円/㎡→平成19年200千円/㎡ 地価公示）、これまで高値にあったことや、戸建て指向が強いことなどから、マンション事業者などが中心市街地へ積極的に参入しづらい環境がある。
- ・ 一方で、中心市街地には個人診療所・病院が多く、デイサービスセンターなどの介護施設もある。また、中央児童会館や保育園など子育て支援施設も立地しており、中心市街地に暮らすにあたって、これらの公共公益施設を利用しやすい環境にある。

○まちなか居住の推進のための事業の必要性

- ・ 地域コミュニティを維持するためには、人口の維持・回復が重要であるため、ファミリー層など若い世代の定住につながる、魅力的な住環境の整備を促進することが必要である。
- ・ 健康・福祉、子育て支援施設等が充実していることを活かしつつ、まちなか居住を支える生活利便性を高める施策が必要である。

○まちなか居住の推進の方針

- ・ 以上の現状と課題を踏まえ、次のようにまちなか居住の推進に取り組む。

☆民間による住宅供給促進の呼び水となる、行政支援の実施

☆まちなか居住の利便性や安心感を高めるとともに、まちなか居住のきっかけともなる、健康相談・介護予防等の生活サービスの提供

○フォローアップの考え方

- ・ 毎年年度末に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

・該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 借上市営住宅整備事業</p> <p>○内容 民間主体が整備した住宅を市営住宅として借上げ、まちなか居住を促進</p> <p>○実施時期 平成 20～24 年度</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の人口は平成 2 年以降減少傾向にあり、世帯数も平成 7 年以降減少傾向にある。また、高齢化も進行し、この状況が続けば、防犯・防災活動の維持など地域コミュニティの存続が困難になる。 ・ こうした状況のなか、第 5 次八戸市総合計画では戦略プロジェクトの一つに中心市街地の「居住・交流の促進によるコミュニティの再生」が位置づけられ、まちなかの定住、交流の促進を目指すものとしている。 ・ 当事業は、ファミリー層等の定住を住まいづくりの側面から支援するものであり、「来街者を増やす」「商店街の活力を回復する」「定住を促進する」といった目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 22～24 年度</p>	
<p>○事業名 中心市街地まちなか住宅取得支援事業</p> <p>○内容 中心市街地内における住宅取得に対する支援</p> <p>○実施時期 平成 21～23 年度</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地内をまちなか居住を促進する区域とし、住宅の新築や分譲住宅の取得等を行う者に対して、費用の一部を支援する。 ・ 当事業は、中心市街地における住宅建設及び取得を支援することによって、まちなか居住を促進し、中心市街地活性化を図るものであり、「来街者を増やす」「商店街の活力を回復する」「定住を促進する」といった目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 21～23 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 ほっとサロン事業</p> <p>○内容 介護予防サービスとふれあいを通じたこころのケアを目的としたサロンの開催</p> <p>○実施時期 平成 16 年度～</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在本市では、閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、ふれあいを通じた仲間づくり、介護予防などを目的として当事業を実施しており、市内 17 地区で 32 サロン開催している（平成 18 年度）。 ・ 中心市街地の居住者の約 3 割が高齢者であることから、高齢者にやさしい住環境づくりが必要である。 ・ また、介護予防という観点から、中心市街地内外の高齢者が集い・ふれあう場づくりが、中心市街地に必要である。 ・ 当事業は、高齢者同士の交流を促進し、高齢者が訪れやすく住みやすい環境を整えることになり、「来街者を増やす」「定住を促進する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 地域支援事業交付金</p> <p>○実施時期 （措置を受ける時期） 平成 18 年度～</p>	市内では平成 16 年より実施し、左欄支援は平成 18 年より活用
<p>○事業名 まちなか保育園運営事業</p> <p>○内容 ・ 商店街で働く保護者が休み時間に子供とスキンシップがとれるなど、職場近接の子育て環境を提供 ・ 働き方の多様化にあわせた延長保育、一時・休日保育など、子育て支援を充実</p> <p>○実施時期 平成 15 年度～</p>	社会福祉法人 恵邑会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地では、従業員数が減少傾向にある。 ・ まちなか保育園の整備は、中心市街地で働く保護者に職場近接し、かつ働き方の多様化にあわせた子育て環境を提供し、就労環境の向上に寄与する。 ・ また、ファミリー層の居住を進める観点からも、中心市街地での保育園整備は重要となる。 ・ 当事業は、中心市街地の子育て支援環境の充実を通じて、ファミリー層が住みやすい環境を整えると同時に、就労環境の改善・向上を図るものであり、「定住を促進する」目標の達成に寄与する。そのほか、「商店街の活力を回復する」目標の達成にもつながるものである。 	<p>○措置の内容 ・ 保育所運営費補助金 ・ 保育対策等促進事業費補助金</p> <p>○実施時期 （措置を受ける時期） 平成 15 年度～</p>	保育所運営費補助金／保育対策等促進事業費補助金（厚生労働省）以上を活用し実施中

<p>○事業名 まちなかヘルスアップ事業</p> <p>○内容 乳児から高齢者まで様々な年代の健康教室・相談の実施</p> <p>○実施時期 昭和 58 年度～</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・現在本市では、地区公民館等で乳幼児から高齢者までを対象に、健康教室・健康相談を実施している。中心市街地でも公会堂で開催している。 ・健康教室・健康相談を中心市街地で実施することは、中心市街地の居住者だけではなく、多くの市民が、中心市街地へ出かけるきっかけづくりにもなる。 ・当事業は、健康増進を通じて、中心市街地を住み良い住環境へと改善するものであり、「来街者を増やす」「定住を促進する」目標の達成に寄与するものである。 	<p>○措置の内容 健康増進事業補助金</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成 20 年度～</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 分譲マンション新築事業</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 約 2,700㎡ ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上 15 階建て ・用途 共同住宅 86 戸 <p>○実施時期 平成 20～21 年度</p>	株式会社マリモ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、中心市街地の商業の核の一つである十三日町街区に隣接した位置に 86 戸の共同住宅を計画する、まちなかの居住人口増加を図る事業であり、「来街者を増やす」「商店街の活力を回復する」「定住を促進する」といった目標の達成に寄与するものである。 		